

複数校合同チームにおける全国大会参加について

宮城県高等学校体育連盟

1 複数校合同チームにおける大会参加可能チーム

- (1) 部員不足等に伴う複数校合同チーム
- (2) 学校の統廃合に伴う複数校の合同チーム

2 参加対象大会について

全国高等学校総合体育大会及び県高等学校総合体育大会並びに予選会を対象とする。

3 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 参加規程について

部員不足により各学校を単位として、大会に参加する要件を満たすことができない場合、次の条件と編成基準等に合致している場合のみ、複数校合同チームの参加を認める。

- 勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成ではないこと。
- 学校教育計画に基づいて活動していること。
- 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程での合同チームでないこと。
- 原則として、個人種目のない団体競技（計9競技）とする。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・
ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー
- 当該各競技専門部が作成する「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」に合致していること。
- 編成期間は、地区予選会から全国高校総体終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例を認める。

(2) 特例措置について

前年度に合同チームで予選会に参加実績がある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チームの活動を延長することができる。但し、各競技専門部等に相談の上、所定の手続きを行うこと。

4 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

（1）学校の統廃合は、行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んでの参加を認める。

（2）統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

（3）同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

5 複数校合同チームの大会参加に関する手続きについて（別紙参照）

（1）複数校合同チームにおける大会参加の手続き

①当該校同士で協議した後、当該校の校長が承認の上、当該各校長により各競技専門部に申請する。

②各競技専門部は、各競技専門部ガイドライン等と照合するとともに各専門部内で協議した上で県高体連に報告する。

③県高体連は、各競技専門部の報告内容を確認した後、複数校合同チームによる大会参加の可否について、各競技専門部に通知する。

④各競技専門部は、県高体連の通知を受け、県高体連からの通知の写しを添付し、当該各校へ大会参加の可否について、通知する。

6 その他

全国高等学校総合体育大会及び県高等学校総合体育大会並びに予選会以外の大会においては、各競技専門部の参加基準に基づき、合同チームによる大会への参加の可否について、協議の上、県高体連に報告する。その際の手続きについても同様とする。

別紙

複数校合同チームの全国大会参加に関する手続きフローチャート

宮城県高等学校体育連盟

◎複数校合同チーム手続き（特例措置も含む）

